

公立大学法人横浜市立大学駐車場有償貸付取扱要綱

制 定 令和 7 年 9 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学固定資産管理規程第18条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学各キャンパスの敷地内駐車場（以下「駐車場」という。）を、有償で貸付する場合の取扱いを定めることを目的とし、法令その他の規程に定めるものの他はこの要綱の定めるところによる。

(対象)

第2条 この要綱における駐車場の利用対象は、乗用車とする。

- 2 駐車場に月極利用区画（以下「月極駐車場」という。）を設ける。
- 3 月極駐車場は、教職員が通勤に乗用車を使用する場合に貸し付けることとする。
- 4 駐車場は、業務で利用する教職員及び関係者等に一時的に貸し付けることができる。

(対象キャンパス及び利用料金)

第3条 駐車場の対象キャンパス及び利用料金の取扱いについては、別に定める。

- 2 納入された利用料は、原則返還しないこととする。

(月極駐車場の貸付許可)

第4条 月極駐車場の利用を希望する教職員は、理事長あてに申し出ることとする。

- 2 理事長は、月極駐車場を貸し付ける時は、利用者に許可証又は駐車カードを発行するものとする。
- 3 利用希望者数が駐車可能台数を上回る場合は、選考により利用者を決定することとし、その決定方法については、別に定める。
- 4 前3項に規定するもののほか、利用申込や貸付許可の手続き等に關し必要な事項は、別に定める。

(月極駐車場の貸付期間)

第5条 前条に規定する貸付許可の期間は原則として1年間とする。ただし、利用者の利用終了等に伴い、月極駐車場に空きが生じる場合は、1年の範囲内で貸付許可をすることができる。

- 2 月極駐車場の利用は、貸付期間途中の開始・終了を含め、月単位での貸付とする。
- (月極駐車場の利用終了時の取扱い)

第6条 利用者は退職や異動、本人希望等により、月極駐車場の利用を終了する場合は、終了の前月末までに理事長あてに申し出ることとし、許可証または駐車カードを速やかに返還することとする。また、手続き等の必要な事項は別に定める。

(一時利用の貸付期間)

第7条 駐車場を一時的に貸し付ける場合の取扱いについては、別に定める。

(損害賠償)

第8条 利用者は、駐車場の利用に關連した行為により、施設、設備及び物品等を破損、滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、理事長がやむ

を得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 目的以外の用途に利用しないこと。
- (2) 敷地内において喫煙をしてはならない。(電子タバコ・車内喫煙を含む)
- (3) 施設の利用中に乗用車の盗難、紛失又は破損等の事故やトラブルが起きても本学にその責を求めるないこと。
- (4) 月極貸付許可後、通勤手段を変更する必要がある者は速やかに通勤届の変更手続きを行うこと。
- (5) 所定の利用料を支払うこと。
- (6) その他、利用上の細部については、法人の指示に従うこと。

2 理事長は、利用者が遵守事項に違反したときは、貸付許可を取り消すことができる。

(事務局)

第10条 駐車場にかかる事務担当部署として、別に事務局を定めることとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、駐車場の取扱いにかかる必要な事項は、各キャンパスで別に定める実施要領において定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。